



# **マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題 (2026年7月)**

## **別紙1：金融セクター分析結果概要**

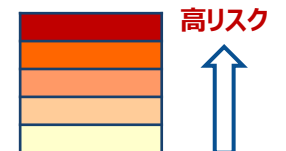
# 金融セクターごとのリスク概要一覧（1 / 2）

金融セクターごとのリスクの相対的な比較を行った結果は下記の通り。

セクター	セクターリスク	サブセクター
1 預金取扱金融機関	相対的にリスクが高い	1.1 預金取扱金融機関-主要行等
		1.2 預金取扱金融機関-新形態
		1.3 預金取扱金融機関-外資系
		1.4 預金取扱金融機関-地銀
		1.5 預金取扱金融機関-協金
2 暗号資産		2 暗号資産交換業者
3 資金移動		3 資金移動業者
4 電子決済手段		4 電子決済手段等取引業者
5 投資等		5.1 第一種金商業者
		5.2 第二種金商業者、不動産特定共同事業者
	5.3 特例業務届出者	
	5.4 投資運用業者	
	5.5 商品先物取引業者	
	5.6 その他特別法に基づき投融資業務を行う特定事業者	

※2026年7月公表分より「電子決済手段」「クレジットカード」「ファイナンスリース」「外貨両替」を追加

※2026年7月公表分よりセクターリスクおよびサブセクターリスクを色の濃淡で表現



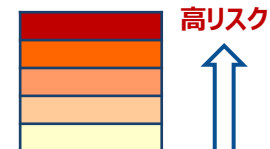
## 金融セクターごとのリスク概要一覧（2 / 2）

金融セクターごとのリスクの相対的な比較を行った結果は下記の通り。

セクター	セクターリスク	サブセクター
6 前払式支払手段		6 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者
7 金銭貸付		7 貸金
8 信託		8 信託会社
9 保険		9.1 生保
		9.2 損保
10 クレジットカード		10 クレジットカード
11 ファイナンスリース		11 ファイナンスリース
12 外貨両替		12 外貨両替
13 その他特定事業者		13 投資助言業者、少額短期保険、金融セクターに含まれるその他特定事業者

※2026年7月公表分より「電子決済手段」「クレジットカード」「ファイナンスリース」「外貨両替」を追加

※2026年7月公表分よりセクターリスクおよびサブセクターリスクを色の濃淡で表現



# 1.預金取扱金融機関

## 預金取扱金融機関セクター共通：総論

### 預金取扱金融機関セクター 共通トピック

- 預金取扱金融機関が提供する預貯金口座は金融サービスの中で最も基本的なものである。我が国では預貯金口座を手軽に開設・維持することができ、あらゆる個人・団体が預金取扱金融機関の顧客となり得る。また、預金取扱金融機関が提供する以下のような様々な商品・サービスは、それらが有するリスク特性等から、犯罪による収益の移転の有効な手段となり得る。
  - 安全かつ確実に資金を管理することができる預貯金口座、
  - 流動性及び匿名性が高く、資金の流れが追跡されにくい現金取引、
  - 時間・場所を問わず、容易に資金の準備又は保管ができる預金取引、
  - 預貯金を背景に多額の資金を貸し付けることができる貸付取引、
  - 迅速かつ確実に遠隔地間や多数の者との間で資金を移動することができる為替取引、
  - 秘匿性が高く、内容が不透明な物理的資産の保管ができる貸金庫、
  - 換金性及び運搬容易性に優れた手形・小切手、等
- さらに上記の商品・サービスが複数組み合わせられた場合、取引がより複雑化して資金の流れを追跡することが困難となる可能性がある。加えて、業界全体の取引量の大きさ等を勘案すると、預金取扱金融機関が直面するマネー・ローンダリング等リスクは、他の業態よりも相対的に高いと認められる。実際に、過去3年間の現金取引を除くマネー・ローンダリングに悪用された取引の大部分は、預金取扱金融機関が取り扱う内国為替取引、預金取引及び外国との取引（外国為替取引等）である。
- 海外送金サービスを提供する資金移動業者又は収納代行業者に口座を提供する銀行においては、顧客であるこれら業者が国内拠点と海外拠点との間で複数の小口送金取引を取りまとめて決済（いわゆるバルク送金取引）を行っている場合、当該小口送金取引の実態は国境を跨ぐ資金決済でありながら、バルク送金取引の中に含まれる個々の送金人や受取人に関する情報が不透明となるリスクがある。
- インターネットバンキングにおいては、取引の指示から完了までの処理時間が非常に短い即時性、取引完了後に取消しが困難な不可逆性、短時間に多数回の送金等が繰り返し実行可能となる反復性といった特性があり、資金が極めて短時間のうちに分散し、移動し、又は引き出されるリスクがある。

# 1.預金取扱金融機関

預金取扱金融機関セクター共通：リスクを高める主な要因

## ・外国との取引

資金移転の追跡を困難とする性質を有すること、諸外国の中にはAML/CFT態勢整備が十分でない国・地域も存在することから、マネロン・テロ資金供与等に加担するリスクやそれにより課徴金を課されるリスクを増大させる。

また、貿易取引については、取引を仮装することにより、容易に送金を正当なものと装うことができるほか、実際の取引価格に金額を上乗せして支払うなどして犯罪収益を移転することもできる。

## ・不正利用口座

親族や知人から借り受けた口座、他人から買い受けた口座、架空・他人名義で開設した口座等がマネー・ローンダリングに悪用された事例があり、内国為替取引により口座に入金された犯罪収益は現金化され、その後の追跡が困難になることが多い。

## ・為替取引

財産の移転性は高く、マネー・ローンダリング等を企図する者が、迅速かつ確実な資金移動が可能な内国為替取引を通じて、架空・他人名義の口座に犯罪収益を振り込ませる事例が多くみられる。

## ・現預金

換金性及び運搬容易性に優れた有価証券やいかなる商品（宝石等）にも転換することができるため、変換性は高い。

## ・非対面取引

インターネットを通じた非対面取引が拡大する一方で、偽造した他人の本人確認書類を利用したなりすまし取引等が増加している。借り受けた口座、買い受けた口座、架空・他人名義で開設した口座等がマネー・ローンダリングに利用されることも考えられる。

# 1. 預金取扱金融機関

## 1.1 主要行等 / 1.2 新形態銀行

### サブセクター個別トピック：主要行等

- メガバンクグループは海外送金およびコルレス取引が群を抜いて多いことに加えて、地域金融機関からの送金事務の受託を行っており、国内における海外送金取引のハブを形成していることから、相対的に主要行等のなかでもメガバンクグループの固有リスクは大きい。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・非対面での取引チャネルが充実	◎-リスク高 ・為替取引を業として営むことが可能	◎-リスク高 ・国際的な為替取引を介して財産を広範囲に移転させることが可能 ・取引相手となる顧客の属性的広範性も高い	◎-リスク高 ・現預金を取り扱う	◎-リスク高 ・複数の商品・サービスが組み合わされ複雑化したものや、関係者が多数にわたる業務も扱う

### サブセクター個別トピック：新形態銀行

- 新形態銀行は非対面取引（非対面の口座開設を含む）を中心として営業する預金取扱金融機関である。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・非対面での取引が中心	◎-リスク高 ・為替取引を業として営むことが可能	◎-リスク高 ・国際的な為替取引を介して財産を広範囲に移転させることが可能	◎-リスク高 ・現預金を取り扱う	◎-リスク高 ・関係者が多岐にわたる大型/複雑な商品スキーム案件にも取り組むことがある

# 1. 預金取扱金融機関

## 1.3 外国銀行支店 / 1.4 地域銀行

### サブセクター個別トピック：外国銀行支店

- 外国銀行支店については、法人/個人顧客がサブ・アカウントとしての位置付けのもと、本店所在国・地域との決済取引を活発に行っている状況。一方で日系預金取扱金融機関の法人/個人顧客は、メイン・アカウントとして、国内決済取引を主として行っている。なお、G-SIFIsについては大半が日本においてリテール業務を実施していない。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
○-リスクが存在 ・非対面チャネルを通じた取引は存在するが、リテール業務を実施していない機関も多いこと等から、預取の中ではリスクは高くはない	◎-リスク高 ・為替取引を業として営むことが可能	◎-リスク高 ・本店所在国・地域に本拠を置く顧客への商品・サービスの提供を始め国際的にビジネスを展開している	◎-リスク高 ・現預金を取り扱う	◎-リスク高 ・関係者が多岐にわたる大型/複雑な商品スキーム案件にも取り組むことがある

### サブセクター個別トピック：地域銀行

- 預金取扱金融機関として、取り扱う商品・サービス及び取引形態においては主要行等と大きな差異はないものの、地銀については以下の点が異なることから、預金取扱金融機関の中では、相対的にリスクが低くなる部分がある。
  - 一部の地銀は海外も含めた多地域展開を図っているが、多くは一定の地域を中心に営業
  - 受け付けている海外送金の件数や金額規模が、取引全体の中で占める割合は限定的
 ※地銀による新形態銀行の設立も行われているが、新形態銀行に係るリスク分析は本サブセクター（地銀）には含まない

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・非対面での取引チャネルが充実	◎-リスク高 ・為替取引を業として営むことが可能	○-リスクが存在 ・海外送金の件数・金額・顧客は限定的。一部の金融機関では、海外送金の取扱いを終了	◎-リスク高 ・現預金を取り扱う	○-リスクが存在 ・関係者が多岐にわたる大型/複雑な商品スキーム案件も存在はするものの、案件は限定的

# 1. 預金取扱金融機関

## 1.5 協同組織金融機関

### サブセクター個別トピック：協同組織金融機関

- 預金取扱金融機関として、取り扱う商品・サービス及び取引形態については主要行等や地銀と大きな差異はないものの、協金については以下の点が異なることから、預金取扱金融機関の中では、相対的にリスクが低くなる部分がある。
  - 協金は相互扶助の理念を持つ会員・組合員のための金融機関であり、特定地区内においてのみ営業
  - 主要行等や地銀に比べ、顧客や取り扱う商品・サービスの種類は限定的
  - 受け付けている海外送金の件数や金額規模が取引全体の中で占める割合も極めて小さい
- なお、以下のような点で、業態間、業態内においても営業形態が異なり、協金の中でもリスクの大小が分かれる。
  - 信金の中でも海外送金やインターネットバンキングの取扱いを行っている金融機関も存在
  - 労金、労金連、農協・漁協（信用事業を行っている組合）、信農連、信漁連及び信組の受入顧客は法令・定款で限定されており、他の協金に比べ匿名性は低い

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
○-リスクが存在 ・非対面での取引チャネルの充実を図っているものの、利用者が限定されており、匿名性は主要行等や地銀に比べて高いとはいえない ※労金・信組は、顧客が地域の居住者等に限定。業域・職域信組は、更に顧客が限定されるため、匿名性はより低い	◎-リスク高 ・為替取引を業として営むことが可能	○-リスクが存在 海外送金も受け付けてはいるものの、件数・金額は小さく、多くの協金では取扱いを終了・縮小している ※海外送金を行っている信金・信組でも、ほとんどが送金の取次ぎ。労金・労金連・農協・漁協・信農連・信漁連は海外送金を取り扱っていない	◎-リスク高 ・現預金を取り扱う	○-リスクが存在 ・関係者が多岐にわたる大型/複雑な商品スキーム案件も存在はするものの、案件は限定的

## 2. 暗号資産

### 2. 暗号資産交換業者

#### サブセクター個別トピック：暗号資産交換業者

- 暗号資産交換業者の取引は、その大半がインターネットを利用した非対面で行われていることから、取引における匿名性が高い。また、暗号資産の移転は国境を越えて瞬時に行われるという性質を有するほか、暗号資産に対する規制を未導入又は不十分な国もあることから、そうした国の暗号資産交換業者が犯罪に悪用された場合には、その移転を追跡することが困難となる。
- 暗号資産取引が世界規模で拡大し、それを取り巻く環境も急激に変化していること、預金取扱金融機関がマネー・ロンダリング等対策を強化している中、マネー・ロンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスのほかに、暗号資産取引を組み合わせる事例も認められること等も考慮に入れると、暗号資産がマネー・ロンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高い。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・暗号資産交換業者における取引時確認および取引は、基本的にインターネットを利用した非対面で完結する また、取引に利用されるウォレットが本人確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する暗号資産交換業者や、個人の取得・管理に係るものである場合には、移転した暗号資産の所有者を特定することは困難となり、追跡の困難性が高まる	◎-リスク高 ・法定通貨における外為取引等と異なり、仲介業者・コルレス関係など不要で取引が完了する	◎-リスク高 ・国内外の暗号資産交換業者（本人確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する業者を含む）のみならず、個人の取得・管理に係るウォレットに対しても資産を移転させることが可能	○-リスクが存在 ・現時点では、暗号資産を支払い手段として受け付ける事業者や暗号資産を使用して購入が可能な商品等は限られており、現金化に際しては預金取扱金融機関の関与が欠かせないものの、一定の変換性が認められる	◎-リスク高 ・暗号資産取引においては、ブロックチェーン上に匿名性を高める技術が存在し、これが利用されるとその追跡が困難になるおそれがある また、取引に利用されるウォレットが本人確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する暗号資産交換業者や、個人の取得・管理に係るものである場合には、移転した暗号資産の所有者を特定することは困難となり、追跡の困難性が高まる

# 3. 資金移動

## 3. 資金移動業者

### サブセクター個別トピック：資金移動業者

- 資金移動業は、預金取扱金融機関以外の一般事業者が為替取引を業として営むことを言い、安価な手数料で迅速・確実に世界的規模で資金を移動させる。「店舗型」「インターネット型」「証書・カード型」といった業務形態の複雑性、および法人規模や属性を組み合わせれば、その形態は多岐にわたり、マネー・ローンダリング等リスクの所在が業種として一律に判断できない特性を有する。（それゆえに資金移動業者において、AML/CFTに関する管理強化についての理解が相対的に進んでいない。）
- 資金移動業における年間送金件数・取扱金額が共に増加していること、送金金額上限のない第一種資金移動業の認可・登録が始まっていること、2022年10月に全銀システムへの参加資格が資金移動業者に拡大されたこと、2023年4月に資金移動業者の口座への貸金支払が解禁されたこと等決済手段としての利用が拡大している状況を踏まえると、資金移動サービスがマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態と比べても相対的に高まっている。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎ -リスク高 ・資金移動サービスには、依頼人が資金移動業者に対し送金を対面で指示する場合のほか、郵送、インターネット等を利用した非対面による送金指示が可能なものがある ・前提犯罪と無関係の第三者を利用したり、他人の本人確認書類を利用して同人になりすましたりするなどして海外に犯罪収益を移転していた事例等も認められている	◎ -リスク高 ・資金移動サービスは、安価な手数料で、迅速かつ確実に世界的規模で資金を移動させることができるという利便性を有する一方で、法制度や取引システムの異なる外国へ資金を移転することが容易	◎ -リスク高 ・海外の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者が存在する	○ -リスクが存在 ・悪意のある第三者が不正に入手した預金者の口座情報等を基に、当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携した上で、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金の入金（チャージ）をすることで不正な出金を行った事例も認められている	○ -リスクが存在 ・預金取扱金融機関の送金ネットワークを利用せず、国際的に資金を移転できるシステムを構築し、独自の資金移動手段によりサービスを展開している資金移動業者も存在するなど、様々なビジネスモデルが展開されており、各資金移動業者が展開している多様なサービスによって、資金移動業者ごとにリスクの所在が異なる

## 4.電子決済手段

### 4.電子決済手段等取引業者

#### サブセクター個別トピック：電子決済手段等取引業者

- 電子決済手段等取引業者の取引は、その大半がインターネットを利用した非対面で行われていることから、取引における匿名性が高い。また、電子決済手段の移転は国境を越えて瞬時に行われるという性質を有するほか、電子決済手段に対する規制を未導入又は不十分な国の電子決済手段等取引業者、分散型取引所、ブロックチェーン上の匿名化ツール、アンホステッド・ウォレット等が犯罪に悪用された場合には、その移転を追跡することが困難となる。
- 電子決済手段は、法定通貨と連動し価値が安定していることから、将来的には幅広い分野で送金・決済手段として用いられる可能性があり、国外においては電子決済手段による決済が可能な事業者が増加している。また、電子決済手段は、制裁対象国や国家を背景とするサイバー犯罪集団、テロリストグループ等による悪用が確認されており、ブロックチェーン上の不正取引に占める電子決済手段の割合が年々増加している状況を踏まえると、電子決済手段及び電子決済手段等取引業者がマネー・ロンダリング等に悪用される危険度は、他の業態と比べても相対的に高まっているといえる。（※資金移動業者であって、電子決済手段を発行する者に係るリスクを含む）

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・電子決済手段等取引業者における取引時確認および取引は、基本的にインターネットを利用した非対面で完結する また、取引に利用されるウォレットが本人確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する電子決済手段等取引業者や、個人の取得・管理に係るものである場合には、移転した電子決済手段の所有者を特定することは困難となり、追跡の困難性が高まる	◎-リスク高 ・法定通貨における外為取引等と異なり、仲介業者・コルレス関係など不要で取引が完了する	◎-リスク高 ・国内外の電子決済手段等取引業者（本人確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する業者を含む）のみならず、個人の取得・管理に係るウォレットに対しても資産を移転させることが可能	○-リスクが存在 ・現時点では、電子決済手段等取引業者の数や電子決済手段を支払い手段として受け付ける事業者、また電子決済手段を使用して購入が可能な商品等は限られており、現金化に際しては預金取扱金融機関の関与が欠かせないものの、一定の変換性が認められる	◎-リスク高 ・電子決済手段の取引においては、ブロックチェーン上に匿名性を高める技術が存在し、これが利用されるとその追跡が困難になるおそれがある また、取引に利用されるウォレットが本人確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する電子決済手段等取引業者や、個人の取得・管理に係るものである場合には、移転した電子決済手段の所有者を特定することは困難となり、追跡の困難性が高まる

## 5.投資等

### 5.1 第一種金融商品取引業者 / 5.2 第二種金融商品取引業者、不動産特定共同事業者

#### サブセクター個別トピック：第一種金融商品取引業者

- 金商業者が仲介する取引に関し、取引される金融市場自体が、インサイダー取引や相場操縦等の前提犯罪によって不正な資金を創出する場としても利用され得るほか、このように創出されたものを含めて犯罪収益を流動性の高い金融商品等に架空名義や借名口座等を通じて転換することで隠匿に利用される場合があり得る。
- 主要顧客が法人顧客が中心となり、取引金額も総じて高額となりうる業者もある。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・非対面チャネルを通じた取引が増加	×-リスクなし又は限定的 ・有価証券売却は、第一種金商業者を經由	○-リスクが存在 ・有価証券取引を通じて、投資家は海外資産等、様々な対象に投資を行うことが可能		○-リスクが存在 ・複雑な商品性や関係者が多岐にわたる場合がある

#### サブセクター個別トピック：第二種金融商品取引業者、不動産特定共同事業者

- 金商法の規定により有価証券とみなされる同法に掲げる権利について、顧客等に当該権利を取得させる行為、自己募集業を行う。取り扱い商品を通じて、犯罪による収益を様々な権利や商品へと変換が可能となり得る。
- 複雑なスキームを有するファンドの存在は、その資金の出所が不透明になりがちであり、投資に係る原資の追跡を著しく困難にするものはマネー・ローンダリング等の手段となり得る。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
○-リスクが存在 ・非対面チャネルを通じた取引が存在する	×-リスクなし又は限定的 ・受益証券持分の第三者への移転の際には、受託機関の関与が必要	○-リスクが存在 ・ファンドを通じた海外の企業に投資を行うことが可能		○-リスクが存在 ・取引関係者が多岐にわたる商品については、資金の追跡は困難

## 5.投資等

### 5.3 特例業務届出者 / 5.4 投資運用業者

#### サブセクター個別トピック：特例業務届出者

- 主に投資家からの犯罪収益流入や、当該業者等の投資行動を通じて経済制裁対象者等が関与している企業等への資金流入などが考えられる。
- 海外投資家等特例業務により一定の条件を満たす運用業者の利便性が向上し、適格特例業務と同様に、組合型のファンドの運用を行う者の関係当局への届出により、投資運用業登録なしに当該運用業務を日本で行うことが可能。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的 ・非対面で私募ファンドの募集は行わない	×-リスクなし又は限定的 ・受益証券持分の第三者への移転の際には、受託機関の関与が必要	○-リスクが存在 ・有価証券取引の仲介により、投資家は海外資産への投資が可能		○-リスクが存在 ・取引関係者が多岐にわたる商品については、資金の追跡は困難となる

#### サブセクター個別トピック：投資運用業者

- 資産運用業務は、主に、投資家から犯罪収益が流入することや、金融商品取引業者等の投資行動を通じて経済制裁対象者等が関与している企業への資金が流入することなどが考えられる。
- 運用商品の販売を委託する場合、委託先販売会社のマネー・ローンダリング等リスク管理態勢について、自社基準に照らして適切であるかの確認も含め、当該商品・サービスのリスクを特定・評価し、当該リスクに応じた継続的な管理が重要。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的 ・限定的に非対面チャネルを通じたネット直接販売が行われている	×-リスクなし又は限定的 ・受益証券持分の第三者への移転の際には、受託機関の関与が必要	○-リスクが存在 ・受益証券を通じた海外の企業に投資を行うことが可能		○-リスクが存在 ・取引関係者が多岐にわたる商品については、資金の追跡は困難となる

## 5.投資等

### 5.5 商品先物取引業者 / 5.6 その他特別法に基づき投融資業務を行う特定事業者

#### サブセクター個別トピック：商品先物取引業者

- ・ 犯罪収益を架空名義や借名口座等を通じて様々な取り扱い商品に転換することで、隠匿に利用される場合があり得る。
- ・ 主要顧客が法人顧客が中心となり、取引金額も総じて高額となりうる業者もある。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・非対面チャネルを通じた取引が増加	×-リスクなし又は限定的 ・商品先物取引を行う場合は、商品先物取引業者を経由	×-リスクなし又は限定的 ・国境を越えた取引は限定的	○-リスクが存在 ・商品先物取引を通じて、投資家は様々な取り扱い商品に投資を行うことが可能	○-リスクが存在 ・関係者が多岐にわたる場合がある

#### サブセクター個別トピック：その他特別法に基づき投融資業務を行う特定事業者

- ・ 中堅・大企業を中心とした国内外の法人顧客に対する長期資金の供給（投融資）を主たる業務とする特定事業者が存在するが、インターネットバンキング等の非対面取引による商品提供は無く、預金業務、為替業務や資金決済業務の取扱いも無い。
- ・ 一方で、海外企業向けの投融資業務やファンドLP投資その他投資ヴィークルを経由して行う投資業務等については、一定のリスクが認められる。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的 ・投融資業務等において、インターネットバンキング等の非対面取引による商品提供は無く、リスクは限定的	×-リスクなし又は限定的 ・顧客は法人に限定されており、借入金の償還原資の透明性は個人顧客と比べて高く、権利主体の移転も限定的	○-リスクが存在 ・自己勘定にて海外の企業に投融資を行うことが可能 また、ファンドLP投資、その他投資ヴィークルを経由して行うものについては、GPその他当行以外の事業者の判断に基づいて投資が行われる		○-リスクが存在 ・関係者が多岐にわたる大型/複雑な投融資スキーム案件が存在する

## 6.前払式支払手段 / 7.金銭貸付

### 6. 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者 / 7. 貸金

#### サブセクター個別トピック：高額電子移転可能型前払式支払手段発行者

- ・ アカウントの作成や残高のチャージ・利用の大半がインターネットを利用した非対面で行われていることから、取引における匿名性が存在する。キャッシュレス化の進展とあいまって、前払式支払手段が利用可能な店舗はオンライン店舗を含めて拡大しており、その態様や利用方法は多様。
- ・ 一方、資金決済法により原則として前払式支払手段の払戻しが禁止されており、利用者は入金した金額を自由に引き出すことができない。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・非対面での取引が主流であり、中にはATMを通じた現金によるチャージが可能なものも存在	○-リスクが存在 ・加盟店等決済や発行者のネットワーク内における残高の移転に限られるものの、財産的価値を電子的に迅速かつ容易に移転できる	○-リスクが存在 ・加盟店等決済や発行者のネットワーク内における残高の移転に限られるものの、国際的に利用することが可能なスキーム	×-リスクなし又は限定的 ・利用者はチャージした金額に相当する現金を自由に引き出すことができないため、変換性は限定的	×-リスクなし又は限定的 ・関係者は明確であり、取引形態における追跡の困難性は限定的

#### サブセクター個別トピック：貸金

- ・ 貸金業者等による金銭貸付には、現金取引における原資の匿名性や、借入れ・返済の繰り返しによる追跡の困難性（移転性）といった特性がある。
- ・ 一方で、総量規制があるため一度の資金洗浄の金額が制限されること、及び貸金業者等と契約顧客間でのみ取引が行われることが一般的であるため、金銭貸付そのものを広範・複雑なMLスキームに悪用する危険性は低い。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・現金取引における原資の匿名性 ・インターネットや非対面チャネルを通じた取引が増加	◎-リスク高 ・借入れ・返済の繰り返しによる権利主体の移転	×-リスクなし又は限定的 ・国内向けの貸付が全般を占めるため、限定的	×-リスクなし又は限定的 ・借入金の最終的な返済は金銭で行われるため、本質的な変換は行われない	×-リスクなし又は限定的 ・原資の追跡における複雑性は限定的 ・債務者、保証人等の関係者が明確

## 8.信託 / 9.保険

### 8. 信託会社 / 9.1 生命保険会社

#### サブセクター個別トピック：信託会社

- 信託は、委託者から受託者に財産権を移転させ、当該財産に登記等の制度がある場合にはその名義人も変更させるとともに、財産の属性及び数並びに財産権の性状を転換する機能を有している。
- 信託の効力は、当事者間で信託契約を締結したり、自己信託をすることのみで発生させることができるため、犯罪による収益の移転を企図する者は、信託を利用すれば、当該収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿することができることから、斯かる商品を提供する信託会社はマネー・ローンダリングに利用される事も考えられる。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的 ・信託契約は、対面で行われるものが大半でありリスクは限定的である	○-リスクが存在 ・受託者の関与をもって財産権の移転がなされる	○-リスクが存在 ・受託者の関与をもって財産権の移転がなされる	○-リスクが存在 ・信託前の財産を信託受益権に転換し、目的に応じて、その財産の属性等を変換する機能を有する	○-リスクが存在 ・顧客との関係が、資産等の権利の移転を受ける者も含む三者関係となる

#### サブセクター個別トピック：生命保険会社

- 生命保険の保険金・給付金の支払いは基本的に偶発的な保険事故の発生を前提とするため、第三者に即時に資金を移転させる機能はない。生命保険をマネー・ローンダリングに利用しようとする場合、偶発的な保険事故の発生を前提としない蓄財性の高い生命保険商品に加入、保険料を支払った後、資金を受け取る取引を通じて、犯罪資金等を一時的に退避させるといった限定的な利用が中心。本邦では契約者本人口座への返金・送金が原則であり、マネー・ローンダリングの効果は限定的。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的 ・蓄財性の高い商品においては、対面取引が一般的であり匿名性は限定的	×-リスクなし又は限定的 ・解約返戻金は契約者、保険金は受取人と関係者が限定	×-リスクなし又は限定的 ・国境を超えた取引は限定的	○-リスクが存在 ・蓄財性の高い商品においては、中途解約により資金化することが可能	×-リスクなし又は限定的 ・原資の追跡における複雑性は限定的

# 9. 保険

## 9.2 損害保険会社

### サブセクター個別トピック：損害保険会社

- 損害保険商品の性質上、保険金の支払いは偶発的な保険事故の発生を前提とすることから、第三者に即時に資金を移転させる機能はなく、生命保険会社とは異なり、大手社の多くが蓄財性の高い商品の販売を停止しており、損害保険がマネー・ローディングに利用されるリスクは、生命保険会社よりも低いと考えられる。
- 一方で、損害保険会社は、外国との取引に関連して海上保険（船舶保険・貨物保険）の引き受けを行っていることから、テロ資金供与・拡散金融に間接的に関与するリスクは認められる。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的 ・保険金支払時においては対面にて行われることが一般的であり匿名性は限定的	×-リスクなし又は限定的 ・第三者に即時に資金を移転させる機能はない	○-リスクが存在 ・外国との取引に関連して海上保険（船舶保険・貨物保険）の引き受けを行っていることから、テロ資金供与・拡散金融に間接的に関与するリスクは認められる	×-リスクなし又は限定的 ・生命保険会社とは異なり、大手社の多くが蓄財性の高い商品の販売を停止しているため、変換性は限定的	×-リスクなし又は限定的 ・原資の追跡における複雑性は限定的

# 10. クレジットカード / 11. ファイナンスリース

## 10. クレジットカード / 11. ファイナンスリース

### サブセクター個別トピック：クレジットカード

- ・ クレジットカード決済における資金移動は、原則、決済ネットワーク上の関係者間の精算に限定されるため、匿名性や広範性、複雑性に起因するリスクは限定的。
- ・ 一方、第三者がクレジットカードを使用することによる事実上の資金移転、商品の購入を通じた資金の変換がリスクとして挙げられる。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的 ・取引の関係者が特定されていることから、匿名性によるリスクは限定的	○-リスクが存在 ・第三者使用による事実上の資金移転リスクが存在	×-リスクなし又は限定的 ・取引の関係者が特定されていることから、広範性によるリスクは限定的	○-リスクが存在 ・現金から物品への変換性が存在	×-リスクなし又は限定的 ・取引の関係者が特定されており、取引の追跡困難性は限定的

### サブセクター個別トピック：ファイナンスリース

- ・ ファイナンスリースは、ファイナンスリース事業者及び賃借人という契約当事者のほかに販売者（サプライヤー）が関与すること、リース期間が比較的長期にわたること等の特徴により、賃借人と販売者が共謀して実態の伴わないファイナンスリース契約を締結するなどしてマネー・ローンダリング等に利用される可能性がある。
- ・ 商品・サービスの脆弱性として、取引実態の仮装による資金・財物移転が容易にできる移転性という特性が考えられる。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
×-リスクなし又は限定的 ・物件の引渡し等、対面でのやり取りが必要とされるケースが多いことから対面での取引が主流であり、リスクは限定的	○-リスクが存在 ・空リースなど、取引実態の仮装による資金・財物移転が起こりうる	×-リスクなし又は限定的 ・国境を超えた取引は限定的	×-リスクなし又は限定的 ・リース契約や物件の売買契約の対価として金銭が支払われるものであり、変換性は限定的	×-リスクなし又は限定的 ・リース取引の当事者はファイナンスリース事業者、賃借人、販売者であり、関係者が明確

## 12. 外貨両替

### 12. 外貨両替

#### サブセクター個別トピック：外貨両替

- 外貨両替取引は、窓口などにおいて、通貨間の交換を行うものであり、取引に際し、必ずしも通貨保有者の情報を伴わない。
- 物理的に金銭の外観・通貨建を変えることができる。
- 両替取引自体は、第三者への権利の移転を伴わず、取引形態は単純であり、取引関係者は限定的。

匿名性	移転性	広範性	変換性	複雑性
◎-リスク高 ・非対面で外貨両替（外貨宅配や外貨自動両替機）を行うことが可能。外貨自動両替機や小額の取引において、保有者の情報が必ずしも伴わない	×-リスク無し又は限定的 ・両替取引自体は、第三者へ権利の移転を伴わない	×-リスク無し又は限定的 ・両替取引自体は、第三者へ権利の移転を伴わない	◎-リスク高 ・物理的に金銭の外観を変えたり、大量の小額紙幣を少量の高額紙幣に交換したりできる	×-リスク無し又は限定的 ・取引形態（窓口での交換、外貨宅配、外貨自動両替機など）は限定的で単純であり、関係者も限定的